

## 佐世保工業高等専門学校共用自動車取扱要領

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）所有の乗用自動車、貨物自動車及びスクールバス（以下「共用自動車」という。）を本校教職員に使用させる場合には、他に定めがある場合を除き、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において「運転者」とは、第4条の規定による登録を行い、共用自動車の運転資格を有する教職員をいう。

(登録)

第3条 本校総務課に共用自動車運転資格者名簿（別記様式第1号）を備え、運転者を登録する。

(登録手続)

第4条 各課長、学科長及び基幹教育科長（以下「課長等」という。）は、臨時かつ緊急に共用自動車を必要とする場合に備え、当該課等の教職員を運転者として登録申請することができる。

2 前項により教職員を運転者として登録しようとする場合は、共用自動車運転者登録願（別記様式第2号）により、校長あてに登録の申請をしなければならない。

3 校長は、前項により申請があった場合において、その申請内容が適当と認める場合は、第3条に規定する共用自動車運転資格者名簿に登録を行う。

(登録の抹消)

第5条 校長は、前第4条の規定により登録を行った職員が他機関に異動する場合は、当該職員が異動する日をもって登録を抹消する。

(共用自動車の借用)

第6条 乗用自動車及び貨物自動車を使用する者は、原則として共用自動車を運行する日の前日までに総務課人事係に連絡し、総務課長の承認を得て使用するものとする。なお、スクールバスを使用する場合は、原則としてスクールバスを運行する日の10日前までにスクールバス使用願（別記様式第3号）を総務課契約係に提出し、承認を得なければならない。ただし、課外活動参加願いにより承認を得ている場合は、課外活動参加願いのコピーの提出をもってそれに代えるものとする。

(使用の制限)

第7条 教職員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、共用自動車の使用を承認しないものとする。

一 教職員の心身の状態が運転に不適當な状態のとき。

- 二 教職員の運転技術等が未熟であるとき。
- 三 教職員が交通法規に違反して免許停止処分を受けてから3年を経過していないとき。
- 四 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)による定期点検整備を行っていないとき。

(使用の際の注意事項)

第8条 運転者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 道路交通関係諸法令を遵守し、安全運転に努めること。
- 二 運転前には、必ず点検整備を行い、運転前点検表に記入すること。
- 三 前号の点検整備又は運転中に不良箇所を発見したときは、直ちに総務課契約係に届出ること。
- 四 車両から離れるときは、施錠し、盗難等の防止に努めること。
- 五 運転後は、当該車両を清掃し、所定の場所に格納した後、運転日報に所要の事項を記入し、鍵とともに総務課人事係へ返還するものとする。なお、本校休業日の使用に際しての鍵の受け渡しは、守衛室で行うものとする。

(事故発生時の措置)

第9条 運転者は、運転中に事故が発生した場合には、必要な応急措置を講じるとともに、同人が所属する課長等に連絡し、その指示を受けるものとする。また、適宜車両備付けの連絡先により損害保険会社等へ併せて連絡する。

- 2 運転者は、前項の事故に関し、関係者(被害者及び加害者)と当該事故の責任及び損害補償等に関する一切の取決めを行わないものとする。
- 3 運転者は、第1項の事故及び共用自動車の破損が発生した場合には、共用自動車事故及び破損状況報告書(別記様式第4号)を直ちに、総務課人事係に提出すること。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年8月8日から施行する。

附 則（令和2年3月30日）

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年11月1日から施行する。

附 則（令和5年3月2日一部改正）

この要領は、令和5年4月1日から施行する。